

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
36	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

岡崎市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

岡崎市長

## 公表日

令和5年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>「国民年金法」及び「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。）」の規定に伴い、特定個人情報ファイルを以下の国民年金事務で取り扱う。</p> <p>①第1号被保険者（20歳以上60歳未満の自営業者・農業者とその家族、学生、無職の人等）からの資格の取得・喪失、種別の変更、氏名・住所の変更等に関する届書を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>②第1号被保険者からの任意加入および資格喪失の申出を受理し、申出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>③第1号被保険者からの任意脱退の承認申請を受理し、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>④第1号被保険者、任意加入被保険者からの基礎年金番号通知書の再交付申請を受理し、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑤第1号被保険者が保険料法定免除承認基準に該当したとき、または同基準のいずれにも該当しなくなったとき、当該届出書および免除期間納付申出書を受理し、届出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑥第1号被保険者から保険料の全額免除、一部免除、学生納付特例、若年者納付猶予の申請または取消申請等を受理し、申請に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑦第1号被保険者から付加保険料納付の申出もしくは辞退の申出または該当もしくは非該当の届出を受理し、申出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑧受給権者からの次の裁定の請求その他給付に係る申請等を受理し、申請等に係る事実を審査するとともに、日本年金機構に進達する。</p> <p>1) 第1号被保険者期間のみの老齢基礎年金 2) 旧陸軍共済組合期間等のある老齢年金 3) 第1号被保険者期間、60歳以上65歳未満、20歳前等に初診日のある障害基礎年金および障害基礎年金金額改定請求 4) 第1号被保険者の死亡による遺族基礎年金 5) 寡婦年金 6) 死亡一時金 7) 特別一時金 8) 第1被保険者期間、第3号被保険者期間、60歳以上65歳未満、20歳前等に初診日のある障害基礎年金に係る未支給年金 9) 遺族基礎年金のみの受給に係る未支給年金 10) 寡婦年金に係る未支給年金 11) 併給調整による支給停止、妻の不明・子の不明による遺族基礎年金の支給停止の解除申請 12) 老齢福祉年金、障害福祉年金、母子福祉年金 13) 旧法障害年金金額改定請求 14) 特別障害給付金</p> <p>⑨第1号被保険者、受給権者の死亡に関する届出を受理し、その届出に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑩老齢福祉年金受給者から裁定請求書、所得状況届、被災状況届、未支給請求書および氏名変更届等を受理し、請求等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。また日本年金機構から送付される所得状況届等に所得状況等を記載し、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑪第1号被保険者が産前産後免除基準に該当したとき、当該届出書を受理し、届出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。</p> <p>⑫日本年金機構との協議により、各種情報提供等の協力連携事務を行う。</p> <p>⑬日本年金機構から提供される処理結果情報をシステム登録し保管する。</p>
③システムの名称	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国民年金システム</li> <li>・住民記録システム（既存住民基本台帳システム）</li> <li>・データ連携基盤（庁内連携システム）</li> <li>・社会保険オンラインシステム</li> </ul>
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金情報ファイル	

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号利用法第9条第1項 別表第1の31の項及び83の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	-
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒444-8601愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部国保年金課 0564-23-6431
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒444-8601愛知県岡崎市十王町二丁目9番地 岡崎市福祉部国保年金課 0564-23-6431

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 10万人以上30万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年1月20日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書及び重点項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [○]接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[○] 自己点検 [○] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年3月30日	全般	「番号法」	「番号利用法」	事後	法改正に伴う略称の変更のため
平成29年3月30日	I-3 個人番号の利用：法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1 31の項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号利用法」という。)第9条第1項 別表第1 31の項 83の項 番号利用法 別表第一の主務省令で定める事務を定める命令 第24条の2 第59条	事後	主務省令が追加されたため
平成29年3月30日	IIしきい値判断項目 1 および2 「いつの時点の計数か」	平成27年3月31日	平成29年2月9日	事後	時点を見直したため
平成29年3月30日	I-1-③システムの名称		20歳到達者 障害基礎年金勸奨者(アクセス管理)	事後	記載漏れのため
平成29年3月30日	I-1-②事務の概要 ⑧		14)特別障害給付金	事後	主務省令が追加されたため
平成30年3月23日	I-5-②所属長	都築 忠義	富安 秀法	事後	人事異動のため
平成30年3月23日	IIしきい値判断項目 1 および2 「いつの時点の計数か」	平成29年2月9日	平成29年11月1日	事後	時点を見直したため
平成30年3月23日	I-1-③システムの名称	・20歳到達者 障害年金勸奨者(アクセス管理)	削除	事前	運用を見直したため
平成30年3月23日	I-1-③システムの名称	・中間サーバーコネクタ(団体内統合宛名管理システム) ・中間サーバー	削除	事後	国民年金業務において、市町村は情報提供ネットワークに接続しないため。
平成31年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	富安 秀法	国保年金課長	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	—	基礎項目評価及び重点項目評価書	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用目的を超えた紐づけ、事務に必要な情報との紐づけが行われるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 3. 特定個人情報の使用権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	—	接続しない(入手)	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	—	十分である	事後	
平成31年4月1日	IVリスク対策 8. 監査	—	自己点検、内部監査	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年4月1日	IVリスク対策 9.従業者に対する教育・啓発	—	十分である	事後	
令和2年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	—	①第1号被保険者が産前産後免除基準に該当したとき、当該届出書を受理し、届出等に係る事実を審査するとともに、これを日本年金機構に進達する。 ②日本年金機構との協議により、各種情報提供等の協力連携事務を行う。 ③日本年金機構から提供される処理結果情報をシステム登録し保管する。	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年10月1日	I 関連情報 1.特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	・ねんきんネットシステム ・住民基本台帳ネットワークシステム	・社会保険オンラインシステム	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。
令和2年10月1日	IIしきい値判断項目 1および2 「いつの時点の計数か」	平成31年1月21日 時点	令和2年2月21日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和4年4月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ①事務の概要	④第1号被保険者、任意加入被保険者からの年金手帳の再交付申請を受理し、これを日本年金機構に進達する。	④第1号被保険者、任意加入被保険者からの基礎年金番号通知書の再交付申請を受理し、これを日本年金機構に進達する。	事後	
令和4年4月1日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表第1の31の項及び83の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第1の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第24条の2及び第59条	番号利用法第9条第1項 別表第1の31の項及び83の項	事後	
令和4年4月1日	II しきい値判断項目 1 および2 「いつの時点の計数か」	令和2年2月21日 時点	令和4年1月12日 時点	事後	
令和5年4月1日	II しきい値判断項目 1 および2 「いつの時点の計数か」	令和4年1月12日 時点	令和5年1月20日 時点	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務付けられていない。